

妊婦健康診査の公費助成の拡充について

妊婦健康診査については、現在、全妊婦を対象に、妊娠前期（妊娠23週まで）と妊娠後期（妊娠24週以降）の2回分の受診票を交付するとともに妊婦健康診査助成金として3回分までの償還払いを実施している。また、超音波検査は出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊娠後期に1回実施している。

平成20年4月1日からは、公費で受診できる受診票（委託医療機関で利用）を14回とし、超音波検査受診票1回分の対象者を満35歳以上から全妊婦へ拡充する。また、14回分の受診票のうち、里帰りなどにより他の道府県で受診し、受診票が使えなかった場合は、償還払い（妊婦健康診査公費負担額を上限とする実費額）ができるようにする。

1. 拡充の内容

(1) 妊婦健康診査の公費負担回数増

現行 2回の公費負担受診票（満35歳以上1回超音波受診票）に加え3回分の助成金給付制度

変更 14回の公費負担受診票交付に加え、1回の超音波受診票を全員に交付。

(2) 里帰りなどにより受診票が使えなかった場合の助成

還付請求可能な回数 公費負担受診票の残りの枚数分

還付請求限度額 1回につき妊婦健診公費負担額を限度とする実費額

2. 対象

平成20年4月1日以降健康診査受診の可能性のある妊婦

3. 交付方法

(1) 平成20年4月1日以降の母子健康手帳発行者

発行する「母と子の保健バッグ」に受診票14枚と超音波受診票1枚を挿入する。

(2) 平成20年3月31日以前の母子健康手帳発行者

既交付済みの受診票に加えて、経過週数に応じた追加の受診票を平成20年4月1日以降に郵送する。さらに、満35歳未満の方には超音波受診票を郵送する。